



パートナーシップ通信

vol.17

男女共生係
☎32-1111
(内線245)
FAX 32-0110

夫や恋人などからの暴力を「ドメスティックバイオレンス」(略する場合は頭文字をとってDV)といいます。

暴力というと、身体的暴力をイメージしがちですが、精神的暴力や、性的暴力・経済的暴力も含まれます。

- 身体的暴力
殴る・蹴る・首を締める・物を投げる・刃物で脅す など
- 精神的暴力
バカにする・無視する・交友関係を規制する など
- 性的暴力
性的行為を強要する・避妊に協力しない など
- 経済的暴力
生活費を渡さない・外で働くことを制限する など

平成15年の内閣府の調査によると、女性の5人に1人が身体的暴力を受けた経験があり、20人に1人が命に危険を感じたこ

とがあると答えています。気付かないうちに身近で起こっている可能性がある問題です。

DVが引き起こす影響

- 身体的症状：不眠・頭痛・動悸・摂食障害・耳鳴りなど
- 精神的障害：うつ・無気力・自殺願望・アルコール依存・子どもへ当たる など

暴力行為を見せられることによる精神的苦痛が、心身の成長に大きな影響を及ぼすことがあるといわれています。



恋人時代の「デートDV」

DVの根をたどっていくと、恋人時代のデートから始まっているケースがよくあるそうです。「デートDV」の被害に遭っていませんか？

- 例
- ・別れ話をするやと殴られた
- ・服装や交友関係などを細かく指示される
- ・携帯電話やメールなどで行動を監視される

DVのサインは出ていませんか？

- うまくいかないことがあると、何でも私のせいにする。
- たびたび携帯で居場所を確認する。
- 帰宅が遅くなると怒り出す。
- 「誰に食わせてもらっているんだ」と言う。
- 人前でも平気でバカにする。
- キレると壁を蹴ったり、物を投げたりする。
- いつも命令口調で怒鳴る。

- 「バカ」「死ぬ」と言う。
- 言うとおりにしないと不機嫌になる。
- 暴力を振るった後、急に優しくなったり、謝ったりする。
- 彼がいらないとなぜかホツとずる。

- 私のお金の使い道を細かくチェックする。
- 実家や友人との交際を禁止したり、外出を制限したりする。
- 望まない性行為を強要する。
- いつも彼の機嫌を損ねないよう、うに気を遣っている。
- 生活費しか渡さず、収入を教ええない。
- 避妊に協力しない。
- 何をしても彼の許可がない。
- 話をするや、非難したり無視したりする。
- 働くことに、いい顔をしない。

「DV防止法」はあなたのお守り

裁判所は、身体的暴力を防ぐため、加害者に対し、被害者に近寄らないように命じる決定¹保護命令を出すことができるようになります。まずは、いろいろな相談機関に相談してみませんか？

◎県による相談機関
県女性相談センター
☎096-381-4454
平日午前8時30分～午後5時15分
県配偶者暴力相談支援センター
☎096-381-7110
平日午前8時30分～午後12時
土日祝午前9時～午後12時

母子自立支援相談員による相談窓口をご存じですか？

ひとり親家庭の皆さんが抱えるさまざまな悩みごとを解決するお手伝いやアドバイスをします。一人で悩まず、ぜひご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

日時 平日の午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

場所 市役所福祉課内(電話での相談も可)

相談内容 DV、家庭不和、離婚、過去の性的被害やDV被害による心身の不調、不妊など

福祉課子ども福祉係
母子自立支援相談員
田上伸子

問合せ先
☎32-1111(内線134)

年金は、人生の節目ごとに届け出が必要です

ライフスタイルによって、国民年金の加入の仕方が変わることがあります。結婚や就職、転職、退職など人生の節目には、その都度「届け出」が必要です。手続きの際に添付書類が必要な場合があるので、事前に社会保険事務所または市役所にご確認ください。

★賢く★ みんなの 年金額

こんなとき	どうする？	届け出先
会社に就職した	第1号被保険者の資格喪失の手続きをする	市役所
会社を退職した	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者も同様)	
配偶者の扶養から外れた	第1号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養になった	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の新しい勤務先
配偶者が就職したり、会社を代わった	第3号被保険者になる手続きをする	協力者(親族)がいる→市役所(本人の最後の住所地) 協力者がいない→日本国民年金協会
海外に居住する	引き続き国民年金に加入したい場合は第1号被保険者になる手続きをする	

問合せ先

熊本東社会保険事務所 ☎096-367-2500 本庁市民課国保年金係 ☎32-1111

各支所市民課国保年金係

三角支所 ☎53-1111 不知火支所 ☎33-1111

小川支所 ☎43-1111 豊野支所 ☎45-2111



みんなで学ぼう

ピンけん

生涯学習課
人権教育係
☎33-1240
(内線332)

「みんながそうするから」

ある女の子が学校で使う上履きを買に行きました。売り場には赤・青・ピンク・黄色など、さまざまな色の上履きが置いてありました。その中で女の子が言いました。

「この青い色の上履きがいい」と一緒に買い物に行った保護者が言いました。

「そんな色はよしなさい。女の子でしょう、赤かピンクにしなさい。あとで後悔するよ」

このようなことが私たちの身の回りにありませんか。私たちは知らず知らずのうちに「みんながそうするから」という理由だけで「決め付け」をしていませんか。

洋服にしても持ち物にしても、男の子は青系統、女の子は赤系統と決め付け、そこには子どもの気持ちは無視しています。この決め付けには「思わされている」という背景があります。私たちは昔からの風習などで思わされ、不思議にも思わないまま行動しています。これは障害者差別・高齢者差別・女性差別・部落差別など、すべての差別の構図と同じことです。そこにある人の気持ちは抜きにして決め付け、思わせるのです。そのことに気付き、行動していくことこそ私たちが幸せに暮らせる世界なのです。